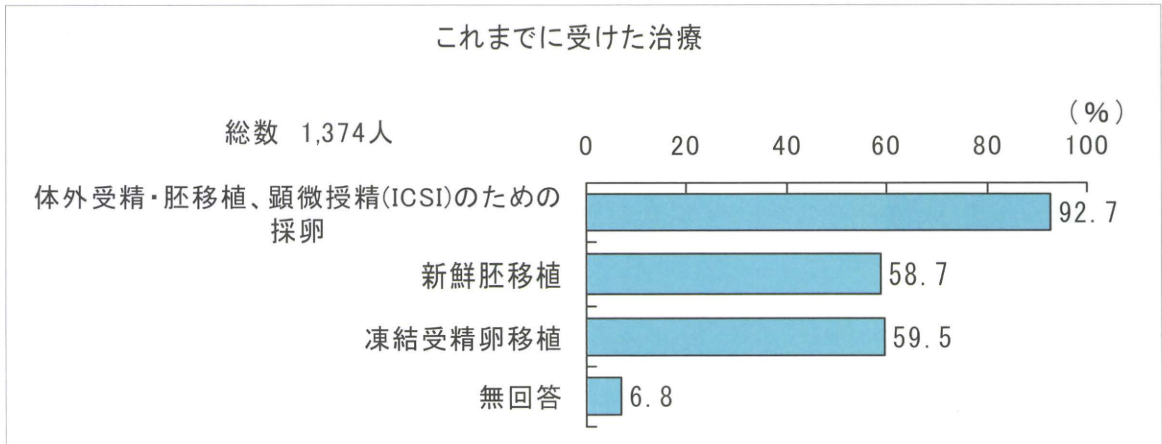


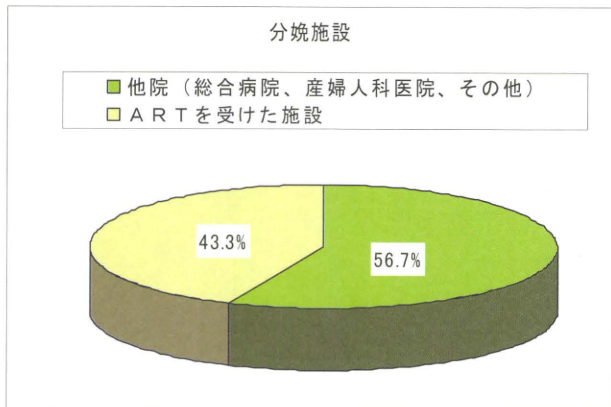
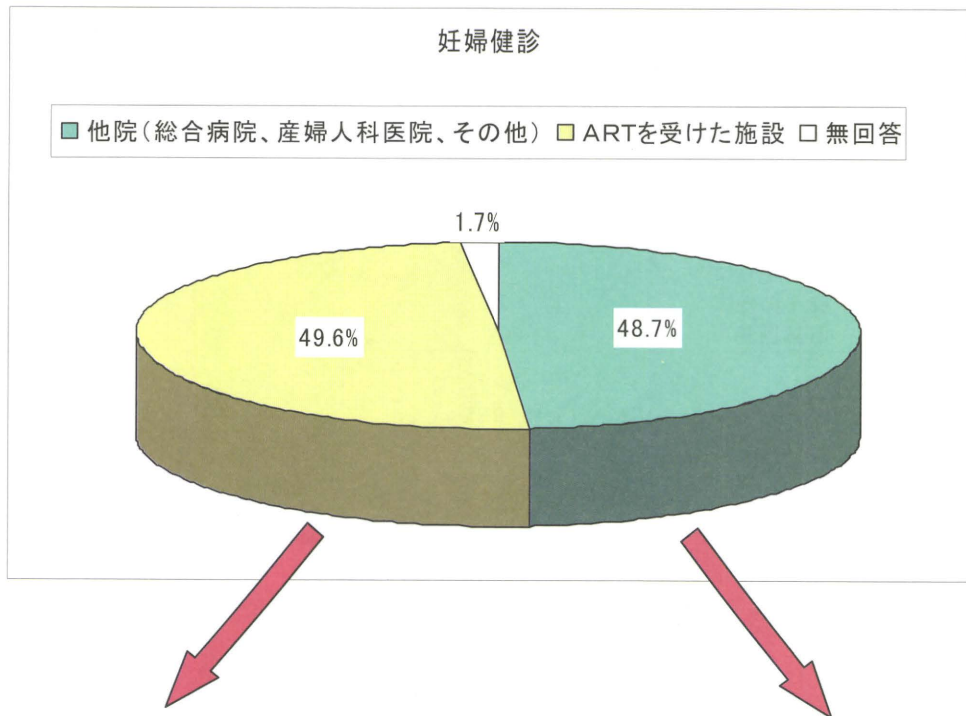
■質問2 これまでに受けた治療について（複数回答）



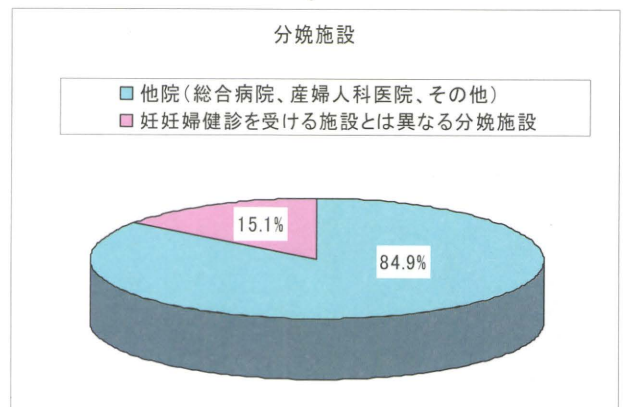
- ・ 体外受精・胚移、顕微授精（ICSI）のための採卵回数
 回答数 1,274 件 平均 3.87 回 Min 1 回 Max 40 回
 ※そのうち顕微授精 回答数 1,274 件 平均 2.66 回 Min 0 回 Max 27 回
- ・ 新鮮胚移植 回答数 806 件 平均 2.61 回 Min 1 回 Max 30 回
- ・ 凍結受精卵移植 回答数 817 件 平均 2.68 回 Min 1 回 Max 22 回

◆ ARTにより妊娠したと仮定した場合のアンケート

■質問3 妊婦健診・分娩施設はどこを考えていますか。



該当者数=682

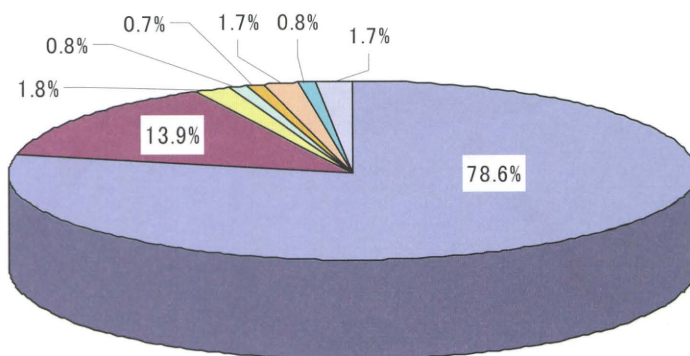


該当者数=669

■質問4 妊婦健診・分娩施設がART施設と異なる場合、通常は紹介状に治療の経過が記載されます。このことについてのお考えは、次のどれに近いですか。

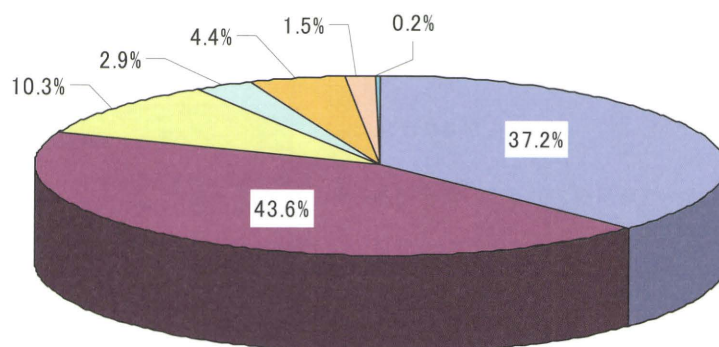
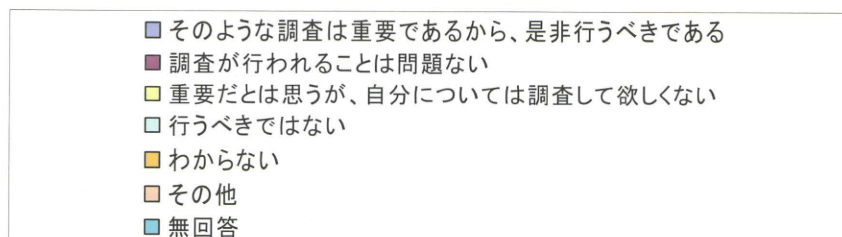
妊婦健診・ART施設がART施設と異なる場合に紹介状に治療の経過が記載されている件

- 健診医、分娩医にはすべてを把握して欲しいので詳細に記載して欲しい
- 必要最低限の情報に限りて欲しい
- 妊娠の成立過程がARTであったことは記載して欲しくない
- 不妊治療を受けたことも記載して欲しくない
- 紹介状はいらない
- わからない
- その他
- 無回答



■ 質問 5 ART で妊娠した後の追跡調査についてどのようにお考えになりますか。

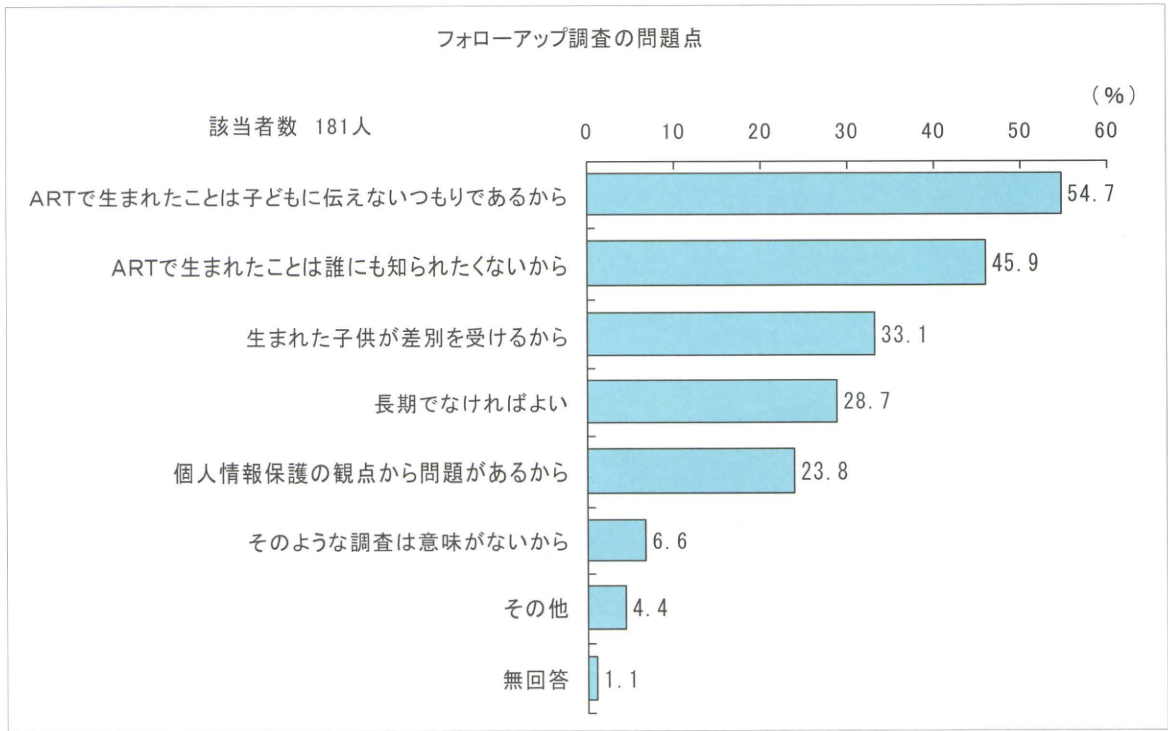
ARTで妊娠した後のフォローアップ調査についての考え方



◆質問5で3、4に○を付けた方に伺います。

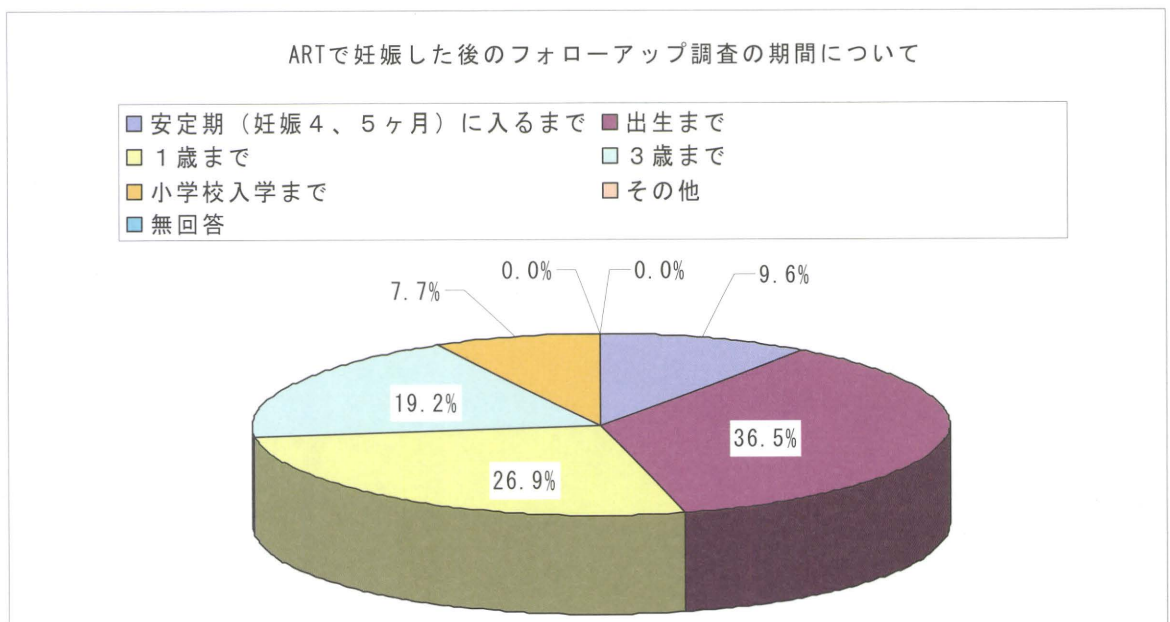
■質問6 あなたが妊娠後の追跡調査には問題があるとお考えになる理由は何ですか。

(複数回答)



◆質問6で「長期でなければよい」に○を付けた方に

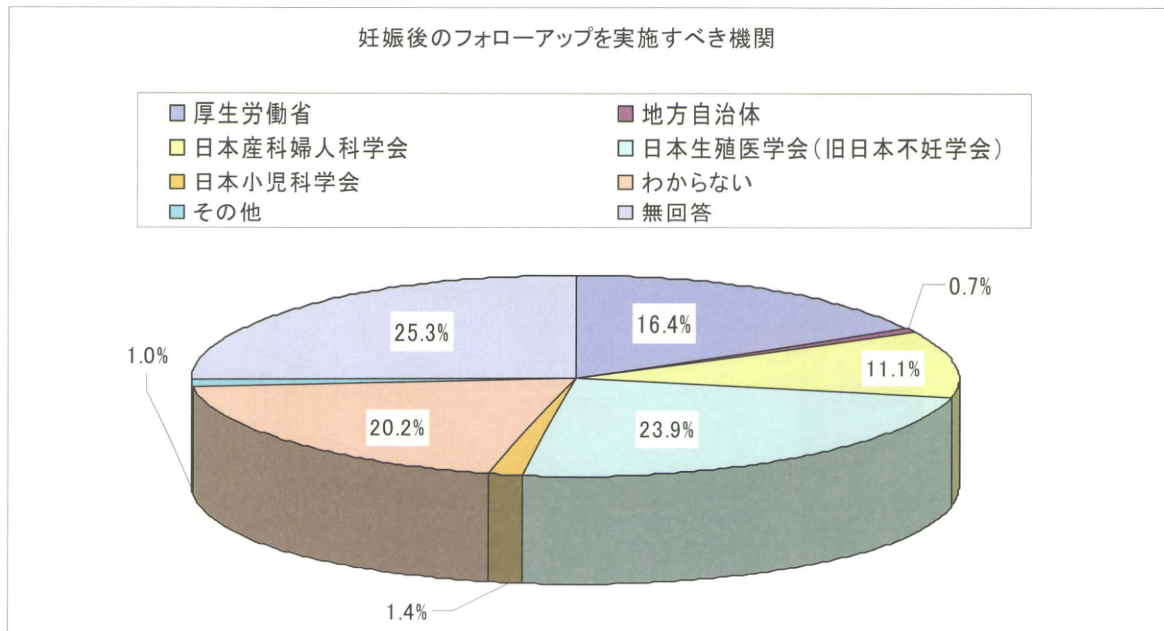
■付問 その場合、いつまでならよいですか。



該当者数=52

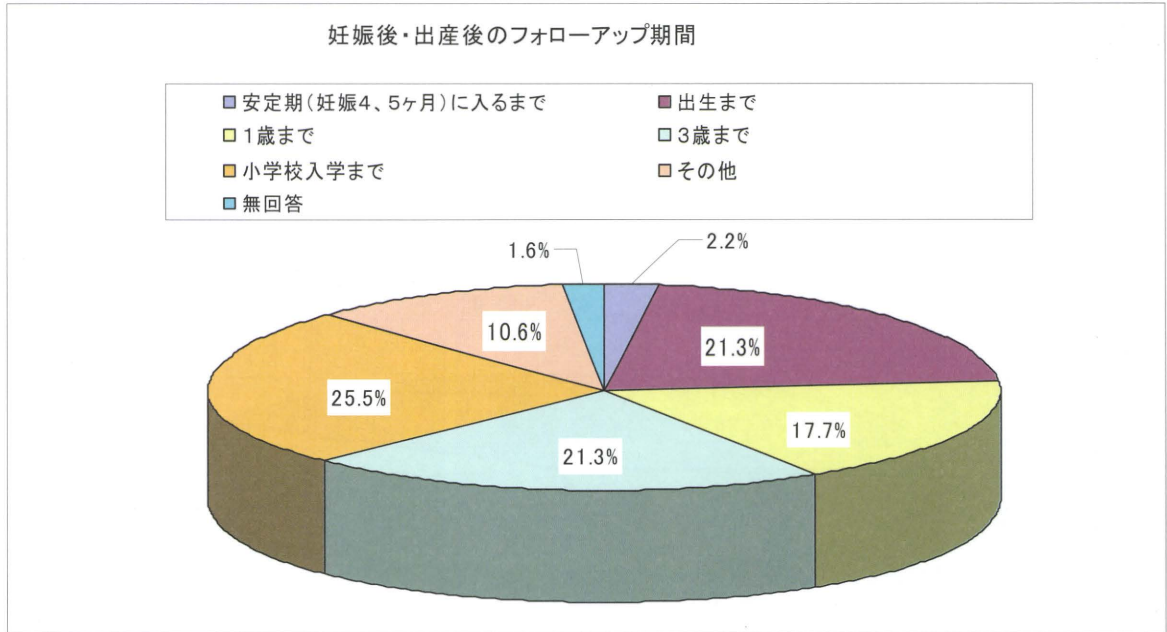
◆質問5で「4 行うべきではない」以外に○を付けた全員の方に伺います。

■質問7 妊娠後の追跡調査を行う場合、どの機関が主体となって実施すべきだと思いますか。



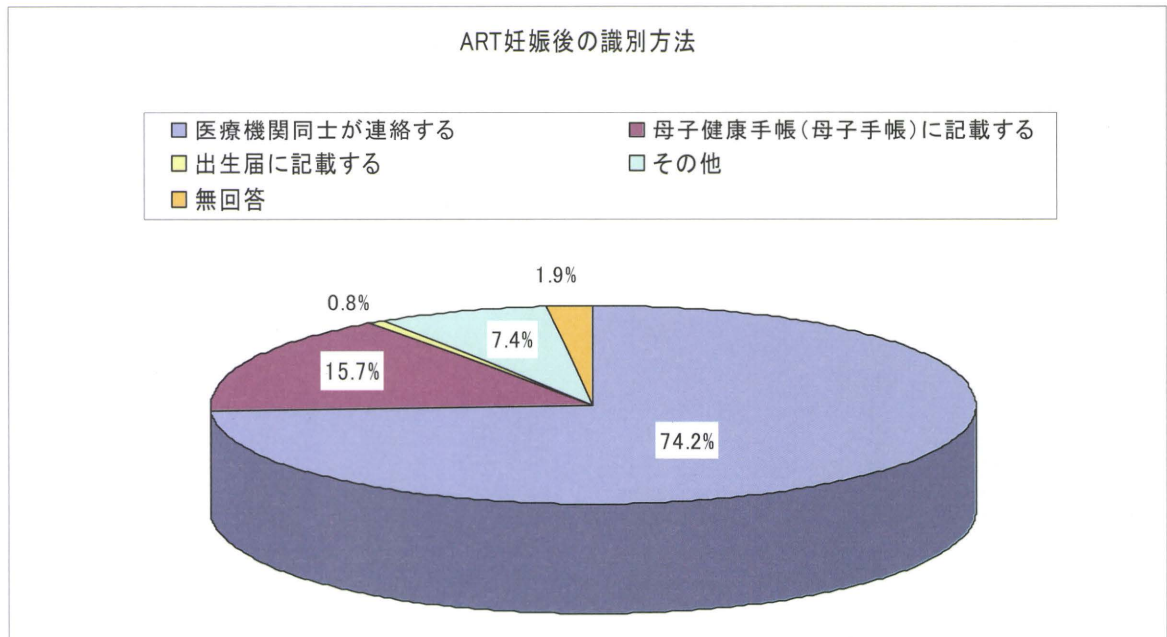
該当者数=1,331

■質問 8 妊娠後（出産後）の追跡調査はいつまで行うべきとお考えですか。



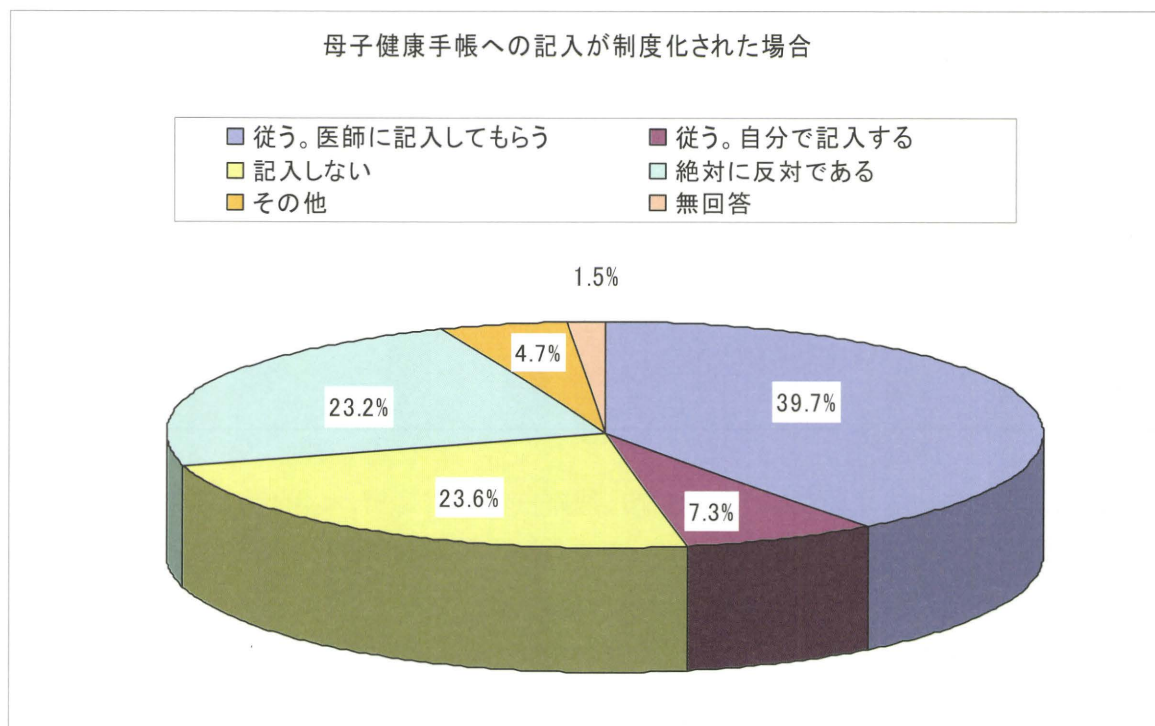
該当者数=1,331

■質問 9 実際に妊娠後の追跡調査を行う場合、ART 後の妊娠であるかどうかを識別する必要があります。その方法として適当だと思う方法に○を付けて下さい。



該当者数=1,331

■質問 10 仮に質問 9 の母子手帳への記入が制度化されたとしたらどうしますか。



該当者数=1,331

質問4. 妊婦健診・分娩施設が ART 施設と異なる場合、通常は紹介状に治療の経過が記載されます。

このことについてのお考えは、次のどれに近いですか？(○は1つ)

- 1 健診医、分娩医にはすべてを把握して欲しいので、詳細に記載して欲しい。
- 2 必要最低限の情報に限って欲しい
- 3 妊娠の成立過程が ART であったことは記載して欲しくない
- 4 不妊治療を受けたことも記載して欲しくない
- 5 紹介状はいらない
- 6 わからない
- 7 その他()

- 注射をした産科で分べんするので、医師は把握している。でも本来は、知られたくない。
- 自然妊娠とあまりにも区別されてしまうのであれば、不妊治療を受けたことを記載してほしくない
- 妊娠の過程で今後の治療が変わってくるなら経過は必要だと思うが、治療が変わらないなら、自己報告で良いと思う。
- 特にこだわりはない
- 治療の上での妊娠と知って欲しいが、異常がなければそれ以上は伏せて欲しい。異常があれば紹介時に詳細記載願いたい。
- 妊娠出産まで至る場合、治療の経過の記載は不要と考える。通常出産と何ら変わらないと説明を受けている。
- 高齢出産で貴重児だと思うので、NICU のある施設で出産となると、大きな病院となるため、紹介状が必要となるので、紹介状は欲しい。しかし、世間ではまだ ART に偏見があるし、医療従事者の中にも偏見を持っている人がいるため、詳細に記載して頂くのはためらいます。
- クリスマン系の病院だと、ART など良く思われたい場合があるらしいので、特記すべき事項がある場合のみで良いと思う。

質問5. ART で妊娠した後の追跡調査についてどのようにお考えになりますか？(○は1つ)

- 1 そのような調査は重要であるから、是非行うべきである
- 2 調査が行われることは問題ない
- 3 重要だとは思いますが、自分については調査して欲しくない(質問6へ)
- 4 行うべきではない(質問6へ)
- 5 わからない
- 6 その他()

- 追跡調査の内容によって変わります。

- 子供や母親、プライバシーを守る条件で、調査可
- 調査は重要であると思うけど、本人やおじいさん、おばあさんに知られたくないので、それと分かる差し出し人名義の郵便物ではやめてほしい。
- 追跡調査の内容が分からないので、現時点では判断できない。調査内容による。
- 簡易な調査であればよい
- 調査がどう重要であるかが分からない。
- 現時点で今後の治療発展に必要と思うので協力したいが、子供が生まれた後、考えが変わるかも知れない。
- 協力するかどうかは妊婦が選択できるようにすべき
- 個人を特定できない状態で行ってほしい。
- 重要だと思うが、子どもには伝えない方法で。今後の不妊治療の為にも必要。
- 重要だと思うが、簡単には答えがでない。
- 希望者、情報提供する意思がある者のみが行えばいい。
- 周囲の人に分からないように行ってほしい
- 調査は重要で是非行うべきと思うが、自分が調査されると思うと複雑。調査方法が問題か。
- 調査目的によって実施すべきか否か異なる
- 調査は今後の為に必要と思うが、希望の有無で調査してほしい

質問6. あなたが妊娠後の追跡調査には問題があるとお考えになる理由は何ですか？(複数回答可)

<ol style="list-style-type: none"> 1 生まれた子供が差別を受けるから 2 ART で生まれたことは誰にも知られたくないから 3 ART で生まれたことは子どもに伝えないつもりであるから 4 そのような調査は意味がないから 5 個人情報保護の観点から問題があるから 6 長期でなければよい 7 その他() 	<p>◆「6 長期でなければよい」に○を付けた方に付問. その場合、いつまでならよいですか？(○は1つ)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 安定期(妊娠4、5ヶ月)に入るまで 2 出生まで 3 1歳まで 4 3歳まで 5 小学校入学まで 6 その他()
---	---

- 知らないところで知らない人が、プライバシー情報を元に連絡してきたりすると怖い。
- 身内以外に知られたくないから
- 長期にわたり治療をしてきた私としては、妊娠できたということを機に、とりあえず落ちついた生活をしたい。
- 子供の心が傷つくから
- 1の選択は、日本中で差別するという意味ですか？
- 親のみがアンケートに答えるなら良いが、子供にも負担がかかるのはイヤ
- ART での出産がこれだけ増えた今、すべての子の事を追えますか？手薄なのでは？職員がいかげんにやるのであれば、やらない方がいいし、お役所仕事が目にかびます。

- つらい不妊治療からいつまでも離れられないようでつらい

質問7. 妊娠後の追跡調査を行う場合、どの機関が主体となって実施すべきだと思いますか？(○は1つ)

1 厚生労働省	5 日本小児科学会
2 地方自治体	6 わからない
3 日本産科婦人科学会	7 その他()
4 日本生殖医学会(旧日本不妊学会)	

- どこが主体となるかは問題ではない
- 医学の観点で、最も適切であると判断される機関が実施すべき。それが1~5のどれになるのか一般の人には判断できないので、研究者の判断にゆだねます。ただし、どの機関で実施するにしても個人情報適切に保護されることが前提。(最近、海上保安庁のビデオ流出、警視庁のデータ流出、ウィキリークスなどの事件が続いており、安心して個人情報を出せない)
- 責任をもって行ってくれる所ならどこでも
- 地方自治体以外
- 不妊治療をした病院
- どこでも
- 不妊専門クリニック
- 目的と内容による
- 3又は4だとは思いますが、はっきりとはわからない

質問8. 妊娠後(出産後)の追跡調査はいつまで行うべきとお考えですか？(○は1つ)

1 安定期(妊娠4、5ヶ月)に入るまで	4 3歳まで
2 出生まで	5 小学校入学まで
3 1歳まで	6 その他()

- 小学校卒業まで
- 18才ぐらいまで
- 成人するまで
- 義務教育くらいがいいと思いました。
- 30才頃？出産期頃まで
- 必要な期間いつでも
- 成人、またはそれ以降の調査(データ)も必要と思います。
- 大人になるまで
- 子供が妊娠するまで

- 中学・高校
- 生涯
- 必要であるなら、いつまででも OK です。
- 中学卒業まで
- 子供の出産まで（まごの出産）
- 18才まで
- できるだけ長く
- 大人になり死亡するまで
- 分からない。
- 考えた事がないので分からない
- 出来る範囲で
- 希望しない
- 専門家が必要と思うときまで
- いつまでが適当なのかはよくわからない
- 中学生
- その子の妊娠、出産まで
- 完全に発育に問題がなくなるときまで
- やらなくていい
- 精神・発育などしっかりしてくるのが 12 歳までなので小学校卒業過程まで
- 期間は内容によりけり
- 中学校入学まで
- 15 才まで
- 20 歳をこしてもやるべき
- 一生追跡し、一般の妊娠の方と同様、平均寿命等も出すべきと思う
- 先天性の異状が多く発見される年令
- 必要であるならば何才でも
- 小学校卒業まで、AHDH やアスペルガーの発症率が知りたいので
- 死ぬまで
- 妊娠を目的として治療をしてきたので、その後は調査をしてほしくありません
- 成人し、子どもを持つまで
- 中学校まで、15 才ころ
- その子が親になる時まで
- 生殖する年代まで
- 20 歳くらいまで行ってほしい。
- その子どもが子どもをもつまでランダムに何名か取り出してでよい
- 成人まで、子供の出産まで
- 小学校卒業まで
- 普通に子供ができるかどうか知りたい（男性不妊の場合、遺伝すると聞いた為）

- ケース別に行うべき。正常なら 3~5 で O.K ですが、未熟児や多胎児の場合は検討の余地ありかと存じます。
- 小学校卒業まで
- ある程度のデータがとれるまでは、成人まで行うべきだと思います
- 20 歳位まで
- その子が妊娠、出産したか、自分は調査されたくないが気になる。
- 必要と専門医が思われるところまで。
- わからない、知りたいが自分が調べられるのは…複雑です。
- 就学後もできれば行ってほしい
- 期間ではなく必要性
- 成人かその後も
- 身体の発育が安定する 20 才前後まで行くと、今後の ART の技術前進に役立てると思う
- 3~5 年毎くらいになるべく長い間
- 定期的に必要。データがあれば、体外受精を行う人が増えるから。
- 普通に妊娠した場合と成長過程で何か違いが出ると考えられるなら、その年齢まで。
- その子がまた親となるまで
- 成人し、次世代を産むまで
- 成人し子供を授かるまで
- その子供が出産等行うまで
- 生殖能力についてもすべき（成人しても継続の必要あり）
- 最低でも「出生まで」。その後何度あっても別にかまわない。中学・高校でも OK。
- 何歳までと決められません
- 研究機関が必要と考える時期まで
- 病気（重度）などの時に申告
- 成人し結婚し、その子が不妊になっていないか
- やるのであれば一生（次世代まで）
- ART で生まれた子供が女の子であるならば、その子供が出産するまで
- 必要ならば、いつまでも。

質問9. 実際に妊娠後の追跡調査を行う場合、ART 後の妊娠であるかどうかを識別する必要があります。その方法として適当だと思う方法に○を付けて下さい。（○は1つ）

- 1 医療機関同士が連絡する(ART 施設 → 産科施設 → 小児科施設(保健所)などの医療連携において ART 後の妊娠であることを連絡する)
- 2 母子健康手帳(母子手帳)に記載する(現在の母子手帳には妊娠の成立過程について記載する欄はありません。新たに欄を設けることとなります。)
- 3 出生届に記載する(現行の出生届には妊娠の成立過程について記載する欄はありません。新たに欄を設けることとなります。)
- 4 その他

- 母子手帳でも良いですが、チップやバーコードなどの形で、医療機関のみが確認できるようにしてもらいたい。
- 本人に直接連絡で十分だと思います
- 厚生労働省に、専用のハガキなどで登録する。その際に、その書類に病院の証明をする。
- 子供本人には ART での妊娠について、知らせたくありません。よって、上記 1、2、3 はやめてほしいです。ART を受ける為の大きな壁になりかねません。一方、子供が正常に発育していることを証明する為、追跡調査は重要と考えます。子供には知られずに、できる追跡調査をお願いします。
- 具体的な方法は分からないが、医療機関以外は知らない、わからないようにして欲しい。子供が他人から差別のうけることのないよう。今後の ART 発展には役立ちたいが、プライバシーは守りたい。
- 識別してほしくない
- 医療機関同士の連絡でやってほしいが、母子手帳だけは後々のこるものなので、手帳への記載だけは絶対やめてほしい。
- ART 施設→産科施設まででよいと思います。不妊治療や体外受精などについて、世間ではマイナスイメージ (=普通に妊娠できない) があるので、病院以外に知られたくないです。地方(田舎)では個人情報扱いが徹底されておらず、世間も狭いので、身近な小児科、保健所、地方自治体などに調査されるのは絶対に反対です。
- ①は妊婦本人の気持ちの確認がないので勝手に話をすすめるのはどうかと…知られたくない人もいるのでは?②③は差別なのか区別なのか?!子供に責任はない。体外が普通な世の中ならいいが、もっと不妊で悩み苦しむ女性の気持ちを理解してもらいたい。
- わからない
- 個人で申告(産科など)。知られたくない人は言わなければ良いし、後者の方々の為になにか協力したい人は申告し、調査に協力すれば良いと思う。そこらへんは、個人の自由だと思う。(自分の身のことだから)
- 母子手帳や出生届は、後になって子供本人も気付く可能性があるので、別のカード等で管理して

ほしい。

- 現在も ART 治療に否定的な考えを持っている方もいるので、全妊婦（ART 治療）を対象にするのではなく、今回のように（アンケートのように）まずは、協力してもらえらる妊婦から追跡調査をすればよいと思う。
- 出産後、母子手帳、出生届の記載は全く不要と考えます。ART 施設の管理が一番望ましい。必要であれば、都度、小児科施設に申し出ればよいと思っております。
- 自己申告された方のみで良いと思う
- 1 の産科施設までで良いと思う。小児科や保健所は絶対に必要ないと思う。
- クリニックから定期的なハガキお知らせを配信する
- 何らかの施設において自己申告した場合のみの追跡であればよいと思うので、上記 3 つはどれも不適當だと思います。
- ART 施設が母子に必要な検診内容、及び検診用紙等を送り、小児科にて検診を行い、小児科医が報告書を厚労省等に提出する（連携が可ならば）。母子手帳等は、婦人科以外に目を通すこともあることから個人情報的にもよろしくない。
- 妊娠成立時に ART 施設において同意を取り、同意した人だけ上記 1 とする。ただし、個人情報（秘密）が厳守されることが前提。なお、上記 1 とした場合、ART 施設から参加施設への連携までは（タイムラグが小さいため）スムーズに引き継がれることが想定できるが、その後の小児科施設（保健所）への連携は転居時など、連携が難しいことが想定されるので、親の自己申告でフォローする体制も必要。
- 1~3 で強いて選ぶならば 1 だが、間に介在しすぎるので情報漏洩や誤伝達が不安。協力しても良い人だけ、調査とりまとめ機関に直接（こういった形式での書類配布、回収方法で宜しいかと）申し出て連絡先を登録するのはいかがでしょうか？
- 子供や家族に分からない方法ならどの様な方法でも可。
- 親が子どものことで気になることがあった場合に、産科施設、小児科などで ART のことを話し相談すれば良いと思う。
- ART 妊娠である事を知る産科施設にて追跡すれば良いのではないのでしょうか？
- そこまでする必要はないと思いますが…
- 本人→情報集積機関、回収率はさがるかもしれないが…
- 詳しい経過を記載した（医師により）治療手帳のような物を、各施設に提出することを義務付ける。母子手帳とは別に持つ。
- どの方法が適当なのか、わかりません。
- 本人申告
- 調査は必要だとは思いますが、（医療者は除く）周囲の人や子どもには知られたくないので、具体的に分かりません。
- ART を行った施設→個人へのアンケート
- 他人（身近な人）に知られたくない場合もあるので、2、3 はイヤだ。
- ART 施設がリストを作っておき、アンケート用紙を郵送する。集計は日本生殖医学会など 1 つにまとめておくとよい。上の 2、3 などに記載していても、名のりだけでアンケートに答える人は少な

い。

- ART を受けた病院への協力はしたいと思うが、分娩後は ART したからといって差別化はしてほしくない。
- ART 施設が行うべき
- 自己申告
- 調査の時期に自主的に行動する
- 母子手帳は使用期間に限りがあるので、基本的には 1 が適当だと思います。ただ、その連絡がきちんと行き届くのが不安です。医療機関が知っておくことが大切だと思うので、出生届に記載する必要はないと思います。
- ART 加療を行った病院で、同意が得られた患者にアンケート式とするのが一番常識的だと思いますが、2 や 3 の方法を挙げることで、ひどい差別ではないでしょうか。産まれてくる子供の人権を無視した、ひどい方法だと思います。このような考え方をされる方が生殖医療に携わっているかと思うと非常に悲しくなります。
- 追跡調査は現在しているのですか？子どもの成長に ART で生まれたからといった差はないと思っていましたが…。
- 追跡まではしなくていいと思う。生まれたら自然妊娠と変わらないと思うし、そっとしてほしい。
- 自己申告がよい。かくす必要はないが、将来、ART の子どもがその記載を見たら何と思うか。親だけの問題ではない。
- 産科施設まででその後はどこまで提示するのは難しいと思います。(偏見はありますので)
- 家族以外の人には知られたくないので、あえて言えば①、②と③は反対。
- ART を行った施設から封書等のアンケートなどで、母子手帳等の記載の範囲内でのアンケートで記入等が望ましいと思います。
- ART による長期予後がどのようなもの（特有の疾患がでたり、何かリスクがでることがないか、自然妊娠と ART の妊娠で障害児出生・病気の差がないかなど）を調査してほしい。ただ産科、小児科へ連絡するのではなく（幅広く知られたくないので）ART 施設や日本生殖医学会だけの調査にしてほしい。そして、そのデータとして産科や小児科で共有してもらいたいと思う。
- この質問の 2、3 の選択は、生まれてきた子や両親を差別すると思えない。ふざけているのか！
- 簡単には答えがでない
- よくわからない
- 患者の意志で協力してもらおう。
- 1 の小児科施設（保健所）には連絡すべきでないと思います。ART 施設か産科施設、日本生殖医学会か日本産科婦人科学会から直接、調査を行うべきだと思います。
- ART 施設自身がカルテを基に、追跡調査してはどうでしょうか？
- ART 施設、産科で追跡調査に協力する方、してもよいと考える方にて。
- 必要性を感じない。
- 産科施設からの連絡で良い。
- ART 施設と自分の間で、情報をやりとりするだけでいいと思う。例えば、ART 施設から定期的に

成長についてのアンケートを送ってもらうとか…。

- 追跡調査は必要だと思いますが、公的書類（母子手帳や出生届）に記載されると第3者にも知られるし、子供本人にも知られてしまうので困る。
- 母子手帳への記載だけは絶対にすべきでないと思います。自分がARTで生まれたことを他人に知られるような方法は取るべきではないと思う。何も知らない人にはまだまだ偏見があるし、本人だって知らなくてもいい場合もあると思うから。個別の便りなどがいいと思う。
- 調査は同意を得た人に対してにしてほしい。今通っている成田Hpは、家にアンケート等を送付し追跡すると聞いている。1番はデータをやりとされることで漏えいが心配。2番は記号での区別であれば良いが、明らかに普通の方と違うのは困る。3番は役所管理は戸籍管理される様で嫌。
- 医療機関が回収し、直接国に送付し、国で調査を行って欲しい。それ以外であったら、調査はプライバシーの観点からやめて欲しい。
- 親への定期的な調査でいいのでは。
- 2がよいとは思いますが、一般の人にわからない記載で。出産後、どう自分が妊娠経緯をとらえることになるのかわからないので、出産後の人にもきくとよいのでは。
- 追跡調査は医療機関や役所を介さず、出来たら個人情報預けるのに信頼できる調査機関と当人の間で行うと良いと思う。医療機関や役所では、個人情報をどう扱っているのかとても心配。
- ②の意見に近いが少々不安な点がある。
- 上記方法以外でプライバシーが守れる方法で。
- 母が調査機関へ報告、アンケート用紙のようなものの提出など
- 調査をOKした人と直接連絡をとりあう
- 追跡調査を行う機関とART施設間での連絡にとどめてほしい。地域の保健所などにはプライバシーの面から連絡してほしくない。
- すべて嫌です。
- 追跡調査の方法がわからないので何とも言えないが、ART施設、産科施設以外の施設には知られない方法が望ましい。
- 出生した時点で、追跡調査用の資料の配布（質問紙も）、その後、提出が近くなったら葉書等で知らせる。

質問10. 仮に質問9の母子健康手帳への記入が制度化されたとしたらどうしますか？(○は1つ)

- | | |
|------------------|-------------|
| 1 従う。医師に記入してもらう。 | 4 絶対に反対である。 |
| 2 従う。自分で記入する。 | 5 その他() |
| 3 記入しない。 | |

- 一般に分からない記載の仕方を考える。
- 一見して分からないような記入の仕方ならばよい。
- 分かりません

- 反対。時代の流れが変わったとしても、治療を続けてきた女性の気持ちはどなたも変わらないと思う。記入はあくまでも個人の自由にしてほしい。
- 別冊添付できるような形式がいいと思う。必要に応じて、その部分を外せる為。
- 正常妊娠であれば必要ないと考えるので、希望者のみで良いと思う
- 反対したい。(こどもの目にふれる機会もあると思うので、別冊子等にしてほしい。説明の時期を選べるように。)
- いちいち記入する必要はないんじゃないでしょうか？
- 出産してみないとなんとも答えられない。
- エンピツで記入しておき、子供が健康に育ったら、消してしまうかもしれません。
- 母子手帳に記載されるとなると、とまどいがありますが、実際にそうならないと今はなんとも言えない気持ちです。
- 制度化されたら仕方ないが、母子手帳への記入となると気が引けてしまう
- 何の意味があって記入しなければならないときは、仕方がないと思う。
- 手帳は誰の目に触れるかわからないので記入せず、必要に応じて医師には口頭で伝える。
- 子供が大きくなって知る時がきたら記入してもいいけど、それまでは記入したくはないです。
- まだ考えられない…。
- その時にしないと分らない
- できれば記入したくない
- どのくらい必要な事かわかれば、OKです。
- 制度には反対ではないが、記入の有無は個人の意思を尊重してほしい
- まだわからない
- いずれ子供の目につくのに抵抗があるので、シールなどに記入し、後々ははずせる様にしてほしい。
- 従うであろうが、母子手帳は捨ててしまうであろう。子供が不意に目にする事はこわい。
- 医療関係者しかわからないような記入(印)にして欲しい
- 従うが複雑な気持ち
- 記入しなくてもよければしたくないです
- 制度化に意味ないと思うが、帝王切開も記入欄があるのが不思議
- 一目では分からない程度の記号化で記入する方法。
- 子供が知るリスクを考えると反対です。
- わからない、子供に知られたらと考えるとまだ微妙
- 9で記入した通り、記号、番号等での識別記入なら記入してもよい
- 本人が選択する
- 口頭で伝える
- プライバシーの保護が十分になされるかが疑問

◇その他ご意見があれば記入して下さい。

- 母子手帳の記入へ賛成します。OPEN にする事で治療も受けやすくなる方も増えると思います。

費用面としても国全体でフォローする事で子供を産みやすくする環境作りを整えてほしいです。

- 母子健康手帳に記載し正確なデータを取り、不妊治療の正当性を明確にして欲しい。
- マザーブックに添付されている治療成績の他に、顕微受精回数毎の妊娠率を知りたい。つまり、何回までトライすれば良いのか目安にしたい。
- 私自身は、体外受精・顕微授精への偏見は全くなく、人に言えない恥しい事とは思っていません。その為、友人・同僚に聞かれれば話しています。ですが、その一方で、治療から出産、その後の子供の成長への不安が全く無いとは言えず、悩んだことも事実です。特に、細胞を用いた治療においては、周囲の理解を得られないこともあり、そのことによる精神的不安は大きく感じることもありました。今後、この様な調査で出た結果が、今後、不妊治療にのぞむ人にとって、心強い支えとなるものになって欲しい。
- 体外受精で授かった子が自然妊娠と変わらないというデータはぜひ見てみたいので、追跡調査は必要と思います。
- 不妊治療に対する壁が無くなる為にも、きちんとした追跡調査を行って欲しいと思います。
- 子供に話すことは差別を考えると不安だが、きちんとデータ化されて、周知されれば軽減していく問題だと考える。
- 小2の授業で母子手帳を見せてもらって出生の事を調べる、という授業もあります。ARTによる出生のことを子供に告げるかどうかは両親によると思います。専門関係者がわかるように記号や略語による記載がよいと考えます。私も医療に携わり、ARTの方で奇形や障害を持った方を見てきました。ARTが原因なのか、元々、偶発的なものなのかわかりませんし、自然妊娠との差はわかりません。しかし、自分がARTを受けていると、やはり、そのデータは必要だと思っています。より強く思うのは、やはり法の整備と補助金、経済的に3回ぐらいまでが限度…保険がきくとよいと強く感じます。
- 母子手帳への記入はその後の調査の便宜上においても効率的だし、必要だと思っています。不妊治療でのつらさはいやという程経験しているので、医学の発展のため、ぜひお役に立てればと思います。
- 母子手帳に記載することで、全国どこにいても把握されるので、母子手帳への記入を制度化して下さい。
- 不妊治療においても、保険がきくようにしてほしい。これから先、女性がいつでもほしいときにのぞめるよう、システム作りをやっていく必要があると思います。保険制度、職場における制度（子どもが出来た人は育休や産休に入れますが、少し休みながら治療して元に復帰することは、今は出来ない）、社会全体でのシステムを作ってほしいです。
- 未来の子供達に役に立ててほしい。治療（不妊）を行う家族の不安の軽減に役立ててほしい。
- まだまだ体外受精に対する偏見がありますので、自然妊娠と変わらない安全性を示す公的データが公表されることが急務と考えます。子供が欲しい全ての人の為に、国も尽力をつくして欲しいと思います。
- やはり、自然に妊娠できた子供とそうでない子ども、後者に母（父）子共に劣等感や他者からの差別、偏見に、今現在抵抗があります。でも、この治療が今後悩める方々の支えや進歩につながるのであれば、時間も先生方他協力して下さった方々の心や姿勢も生かされるので、今後の発展

の為に、母子手帳に治療のことを印にするのに賛成したいと思います。

- 国にもっと不妊治療について理解してほしい。子供手当だけでなく、不妊治療費についても、もっと考えてほしい。
- ・1 体外受精で出産しました。この子が成人し、子を産むことが出来るのか不安に思うことがあります。調査により、もしも不妊の確率があるのなら、そのための対処法も研究されることと思いますので、調査していただきたい。 ・母子手帳への記入は賛成であるが、医療機関以外の人には見られたくないという気持ちはありますので、当然、守秘義務を付してもらいたい。
- 体外受精をしていたことを知られたくはないですし、母子手帳にも記入をされると生まれてきた子供がどう思うのか心配です。
- 私自身も ART が安心で安全であることの証明があれば知りたいと思いますし、今後、ART を受けられる方もきっと知りたい内容だと思います。より正確な情報を知り、選択していけることは重要なことだと思います。安心して受けられる ART が証明できれば、受けている人も安心ですし、今後受けられる人も増え、周囲も理解し、偏見などがなくなっていくと思います。
- 将来の ART の差別意識をなくすため、追跡調査は必要ですね。協力したいと思います。
- 国や医療機関にデータとして情報を公開するのはかまいませんが、だれでも容易に見られるような形では不安があります。
- 今後のために必要な調査だと思う。問題がないという調査結果がでることで、周りの体外受精に対する見方が変わればうれしい。自分自身も安心できる。
- 自分が治療を受けていることを話しているためか、周囲も体外受精をした経験を話す人が多いです。体外受精は以前に比べ“暗く気の毒なもの”というイメージはなくなったように思います。私が治療を始めようと思ったのも、周囲に体外受精で出産した方が多く話をしてくれたからです。体外受精をかくす必要はないと思います。
- ART 後の子供の調査結果を私自身も知りたいと思うし、世間の人達にも知ってほしいと思います。自分の子供が、普通に他の子と違いがなくちゃんと育っていけるのか、子供を同じように産めるのか、不安なので、周知できる調査結果があればよいと思います。
- 体外受精で生まれた子供の状態を把握してもらうことで良い結果がわかれば、安心して治療を受けることができると思う。また良くない結果が出れば改善してもらう為にも、育っていく過程を把握することは必要だと思う。是非、調査結果を公表してもらいたい。
- 不妊治療に対する理解がもっと深まれば良いと思う。(野田議員の妊娠・出産の報道のあり方等をみると、まだまだ世間では理解されていないなと思う)
- 私も 1 回流産しましたが、染色体異常が原因でした。不妊治療を続けるということは、高齢でもできることなので、その可能性は増えると思います。妊娠することがゴールではなく、そこからが始まりなので、健康な子供を産みたいと思うのは当然だと思います。すべての事を考慮して、追跡調査は今後の治療の発展のために、ぜひ行っていただきたいと思います。
- 体外受精に関しては、全く未知の世界で、どんな治療が行われるのか、また薬はどのようなものが処方されるのか分からず、出産後に生まれた子供が順調に育っていくのか、発育に関してもデータがはっきりとれていないということを知って不安です。できるかぎり沢山の情報が欲しいと思っております。国家がもっと本格的にとりくんで欲しいです。